

生産者の皆様方へ

山形県農林水産部

TPP協定大筋合意(農林水産分野)に係るQ&A

本資料は、県で主催したTPPに係る地域別説明・意見交換会で出されたご意見やご質問を中心に、特に農家の皆様にお伝えしたいポイントに絞って考え方や回答を整理したものです。

生産者等のご意見や11月25日に公表された政府の「総合的なTPP関連政策大綱」なども踏まえ、県としては、農林水産分野の体質強化などTPP協定によるマイナス影響の緩和や輸出拡大などに向けてしっかりと取り組んでまいります。

※ 大筋合意の内容や県独自の影響分析の詳細、県から政府に要望している内容などは、県のホームページで御覧いただけます。

不明な点は、末尾記載の相談窓口にお問い合わせください。

1 全般に関すること

①発効までに大筋合意の内容を変えることはできるのか？

今後、それぞれの交渉参加国において協定の発効に向けた国内手続が進められますが、協定の内容については、大筋合意の段階で固まっています。

②協定はいつ発効するのか？

合意されたルール上では平成28年度中の発効の可能性もありますが、各国の国内手続等を考慮すると、現実的には平成30年3月の発効が最速ではないかと農林水産省は説明しています。

③どの分野への影響が大きいのか？

畜産分野においては、関税が大幅に削減されるため、ブランド化されていない畜産物を中心に県産畜産物の価格下落やそれに伴う生産減少が特に懸念されると分析しています。

④TPP協定で農林水産分野へのメリット(輸出の増加)は期待できるのか？

関税が廃止・撤廃されたとしても、検疫上輸出ができなかったり、輸出が認められる認定施設がないなどの様々な課題があります。輸出を増やすためにはこうした課題を解決していくことが不可欠であり、県では政府に対して強く働きかけを行っていきます。

⑤7年目に関税撤廃の再交渉が行われるとの報道があるがどういうことか？

効力発生から7年後に、相手国からの要請に基づき、関税やセーフガードなどについて再協議を行う規定が、豪州、カナダ、チリ、ニュージーランド及び米国との間で設けられています。